

連結現金収支計算書の諸問題

Problems in Consolidated Statements of Cash Flows

武 田 安 弘*

Yasuhiro TAKEDA

はしがき

連結現金収支計算書は、今日、国際的に連結貸借対照表および連結損益計算書とともに基本的な財務諸表となりつつある。わが国においては、現金収支計算書は財務諸表の体系に含まれず、わが国大企業の一部が有価証券報告書または外国向けの英文アニュアルレポートに連結現金収支計算書を含めているにすぎない。しかし、わが国においても、企業会計審議会は、平成8年6月に、連結財務諸表を巡る論点の整理の一環として、連結現金収支計算書の導入について検討することが報告されている⁽¹⁾。連結現金収支計算書は、1987年に財務諸表の1つとされた国際的に新しい会計問題であり、わが国では英文アニュアルレポートや米国基準で連結財務諸表を作成している会社では作成されてはいるが、その他では未知のものであるし、その作成方法の考察はほとんど行なわれていない⁽²⁾。さらに、連結財務諸表の作成にさいして、在外子会社の現地通貨で表示されている財務諸表は報告通貨に換算されなければならない。連結現金収支計算書における外貨換算の考察は、外国

においても少ない。したがって、連結現金収支計算書の諸問題の考察は、緊急を要する問題である。そこで、本稿では、連結現金収支計算書の作成における諸問題について考察する。

1. 連結キャッシュフロー計算書の意義と諸問題

連結現金収支計算書 (Consolidated Statements of Cash Flows) は、親会社を頂点とする企業集団と外部の取引に基づいて一定期間における現金および現金同等物 (以下現金という) の変動を明らかにし、親会社の立場から企業集団全体の正味現金収入 (キャッシュフロー) の状態を明らかにする計算書である。米国の財務会計基準審議会 (FASB) の財務会計基準書第95号 (FAS95) や国際会計基準第7号改訂版 (IAS7) においては、現金収支計算書は、一定期間における現金の変動を営業活動、投資活動、および財務活動の3つの活動別に区分して、各活動による現金の正味変動額の合計額に期首現金残高を加えて期末現金残高を示す計算書である。その主な目的は、FAS95においては一定期間における企業の現金収入と現金支出に関する適切な情報を提供することであり、その情報機能は次のとおりである⁽³⁾。

- (1) 将来における正味現金収入を創出する企業の能力の評価
- (2) 企業の負債を支払う能力、企業の配当を

*愛知学院大学経営学部教授 - 会計

Professor of College of Management

Aichi Gakuin University - Accounting

支払う能力、および外部金融に対する必要性の評価

- (3) 純利益と純利益に関連する現金収入および現金支出との差異の理由の評価
- (4) 一定期間において、現金を伴う投資取引および財務取引と現金を伴わない投資取引および財務取引が、企業の財政状態に与える影響の評価

また、IAS 7 においては、現金収支計算書は、他の財務諸表とともに利用することにより、企業の純資産の変動、財務構造（流動性および支払能力を含む）、ならびに環境や機会の変化に適応するように正味現金収入の金額とタイミングに影響する能力を、利用者が評価できるような情報を提供するとされている。また、現金収支情報は、次の情報機能をもつとされる⁽⁴⁾。すなわち、①企業が現金および現金同等物を創出する能力を評価するにさいして有用であること、②利用者が異なる企業の将来の正味現金収入の現在価値を評価し比較するためのモデルを展開することを可能にすること、③それは同一の取引および事象に対して異なる会計処理を適用することによる影響を除去するから、異なる企業の営業業績の報告の比較可能性を高めること、④実績情報は将来の現金収支の金額、タイミング、および確実性の指標としてしばしば使用されること、および⑤実績情報は、将来の現金収支について過去の評価の正確性をチェックしたり、収益性および正味現金収入と価格の変動のインパクトとの関係を検討するのに有用であることである。

親会社は多くの子会社に支えられているのであるから、親会社の上記の状況の評価するためには、親会社の個別現金収支計算書では十分ではなく、企業集団全体の連結現金収支計算書が必要となる。1984年（昭和57年）2月における大沢商会の会社更生法の申請は、子会社の倒産によって、利益をあげ配当を行っていた親会社が倒産するという、連結現金収支計算書の重要性を浮き彫りにする事件であった。連結現金収支計算書は企業集団の現金収支の状況を明ら

かにすることにより、親会社におけるこれらの情報機能に奉仕するものであり、親会社の経営者、投資者、債権者、取引先、その他の利害関係者すべてにとって必要な会計情報を提供するものである。また、配当や債権者との契約は個別企業で行なわれるから、個別企業の支払能力を見るためには、個別現金収支計算書が必要である。しかし、一定の企業集団に属する個別企業の現金収支は企業集団との関連で影響を強く受けるから、個別企業の現金創出能力は企業集団、したがって連結現金収支計算書との関連で見られなければならない。このため、現金収支計算書は、連結と個別の両方が必要であるとともに、連結会社間の現金取引を明らかにすることも必要である。

現金収支計算書は、FASBによって1987年11月にFAS95において基本財務諸表の1つとして制度化されてから、1991年9月には英国会計基準審議会の財務報告基準第1号で、さらに1992年に改訂されたIAS 7 において会計基準化された。その主な特質は、次のとおりである。

- ① 資金を現金および現金同等物としていること。現金同等物は、短期で高度の流動性を有する投資を意味する。
- ② 現金収支計算書は、一定期間における現金および現金同等物（以下、現金という）の変動を明らかにすることを目的とする。
- ③ 現金の変動は、営業活動、投資活動、および財務活動の3つの活動別に表示され、各活動別の正味現金収入（支出）が示される。
- ④ 現金の変動は、原則として、現金の収入と支出の総額で表示される。
- ⑤ 営業活動による正味現金収入は、営業活動による収入と支出（損益に伴う収入・支出）の総額で表示する方法（直接法）を望ましいとしているが、当期純利益を非現金項目で修正して営業活動からの正味現金収入を表示すること（間接法）も認めている。
- ⑥ 直接法による場合には間接法による表示、および現金の収支を伴わないが財政状態に

変動を与える投資活動および財務活動は、現金収支計算書の本体に表示されないで、現金収支計算書とは別個の補足明細表または説明事項によって開示される。

- ⑦ 現金収支計算書は、一定期間における現金の増減額に期首現金残高を加減して、期末現金残高を算出する表示形式を用い、貸借対照表の現金残高と照合する形式による。

連結現金収支計算書は、これらの特質をもちながら、さらに連結財務諸表上固有の問題として、解決しなければならないものがある。その第一は、連結会社間における現金取引を消去することである。こうした連結会社間の取引の消去は連結現金収支計算書のみでなく、連結財務諸表特有の問題である。第二に、営業活動からの現金収支を間接法で表示する場合には、当期純利益と減価償却費および棚卸資産に含まれる内部取引による未実現損益を消去すること、および現金の収支を伴わない連結固有の収益・費用（非現金収益・費用）を当期純利益に加減して、正味現金収入に修正することである。こうした連結固有の非現金収益・費用として、繰延税金、未実現為替差損益、関連会社の未分配利益、少数株主利益がある⁽⁶⁾。第三に、子会社の取得と処分の表示をどのようにするかである。これには、子会社の取得および処分を「子会社の取得」「子会社の処分」として一括して表示し、その内訳は注記で示す方法（純額一括表示法）と、子会社から取得した資産・負債を科目別に増加額を、または処分した子会社の資産・負債を科目別に表示する総額個別表示法とがある。第四に、外貨建取引による現金収支と在外子会社の現金収支計算書をどのように換算し、現金収支計算書に表示するかである。

2. 連結現金収支計算書の作成方法

(1) 基本的な作成方法

連結現金収支計算書は直接法ないし総額表示法によって作成することが原則である。直接法

により連結現金収支計算書を作成する方法には、(1)個別現金収支計算書から作成する方法と、(2)連結貸借対照表、連結損益計算書、その他の連結資料から間接的に作成する方法とがある。

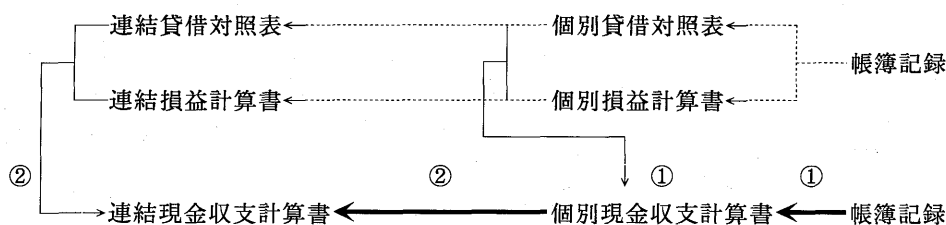
前者は、連結会社において個別現金収支計算書を作成し、連結会社間の現金取引を相殺消去して連結現金収支計算書を作成する方法である。FAS95の第2例示は、この方法によっている。直接法の場合は、連結会社間の現金取引を相殺消去すればよいが、間接法による場合には、(1)連結会社間の現金取引の相殺消去のほか、(2)当期純利益と減価償却費および棚卸資産に含まれる未実現利益を消去すること、(3)連結会社間における受取手形・売掛金と支払手形・買掛金等の内部取引による債権と債務を相殺しなければならない。

連結現金収支計算書を個別現金収支計算書から作成する方法には、①現金取引を帳簿に記録し、その帳簿記録から作成する方法（直接作成法）と、②個別貸借対照表と個別損益計算書から間接的に作成する方法とがある。現金収支計算書が基本的な財務諸表であるならば、帳簿記録、つまり複式簿記の機構に基づいて作成するのが論理的である。FAS95やニュージーランド会計士協会（NZSA）の財務報告基準第10号（FRS-10）では、後者の間接作成法によっている⁽⁷⁾。

連結現金収支計算書を連結貸借対照表、連結損益計算書、その他の連結資料から作成する方法は、収益、費用を非現金取引で現金取引に修正して連結現金収支計算書を作成する方法である。それは、個別現金収支計算書を個別貸借対照表および個別損益計算書から作成する方法と同様に作成される。この方法のもとでは、連結会社間の取引は相殺消去されているから、その消去は不要である。IAS7の例示はこの方法によっている⁽⁸⁾。

したがって、連結現金収支計算書の作成方法は、次のように示される。

連結現金収支計算書の作成方法



①は個別現金収支計算書を作成する方法 ②は連結現金収支計算書を作成する方法
 ———は論理的な作成方法 ———は米国等で実際に作成している方法

連結現金収支計算書は、次の理由で、個別現金収支計算書から作成することが論理的である。

①連結貸借対照表および連結損益計算書は個別貸借対照表および個別損益計算書を基礎に作成されること、②連結現金収支計算書の作成にさいして消去される連結会社間の現金の移動が明らかにされること、および③在外子会社の現地通貨による財務諸表を親会社の財務諸表と連結するためには、在外子会社の財務諸表を報告通貨に換算した後連結されるから、連結現金収支計算書は在外子会社の個別現金収支計算書と親会社の個別現金収支計算書を基礎に作成することが論理的であることである。

(2) 個別現金収支計算書から作成する方法

連結現金収支計算書を個別現金収支計算書から作成する方法においては、連結現金収支計算書は連結会社の個別現金収支計算書を連結会社間の現金取引を相殺して作成される。連結現金収支計算書に表示される各項目の現金収支総額は相殺消去によって変化し現金収支計算書の合計額と異なるが、一定期間の正味現金増減額は個別の合計額と異なる。個別現金収支計算書における売上収入・仕入支出は、個々の売上収入・仕入支出を帳簿に記録して、その帳簿記録から得られる方法と、次のように売上高を売上債権の増減高で加減し、売上原価を棚卸資産の増減高と仕入債務の増減高で加減して調整する方法とがある。一般に、後者の方法によっている。

後者による場合、連結会社間の売上収入と仕入支出の相殺消去額は、連結会社間の売上高から連結会社間の取引による売上債権の増加高（減少高）を差し引き（加え）、連結会社間の仕入高から連結会社間の仕入債務の増加高（減少高）を差し引く（加える）ことに計算される。その他、連結会社間における当該期間における債権・債務収支取引、受取利息収入・支払利息支出、受取配当金収入・支払配当金支出等が相殺消去される。少数株主持分に対して何らの修正も必要でないが、企業集団内の会社と少数株主との間の直接的な現金収支は連結現金収支計算書において開示されなければならない。

(3) 連結貸借対照表と連結損益計算書から作成する方法

連結現金収支計算書を連結貸借対照表および連結損益計算書を基礎に作成する方法においては、連結会社間の取引は相殺消去されているから、それは不必要であるが、収益・費用を非現金取引で現金取引に調整する計算処理が必要である。その意味では、連結現金収支計算書は、個別現金収支計算書を間接的に作成する方法と同様に作成される。

この方法のもとでは、営業活動からの現金収支を直接法で表示する場合には、連結損益計算書項目を次のように営業活動に關係する貸借対照表項目の増減と非現金項目により収益・費用を収入・支出に調整計算する。

売上収入＝売上高－売上債権増加高－
貸倒引当金繰入高＋貸倒引当金戻入高＋貸倒
引当金増加高

仕入支出＝売上原価＋棚卸資産増加高－
仕入債務増加高

当期費用支出高＝当期費用＋前払費用増加高－
未払費用増加高

当期収益収入高＝当期収益＋前受収益増加高－
未収収益増加高

営業活動からの現金収支を間接法で表示する場合には、連結当期純利益の計算にさいして控除されている非現金項目である少数株主利益と減価償却費のような非現金費用を当期利益額に戻し加え、非現金収益を控除し、営業活動に関連する流動資産の増加額を差し引き減少額を加え、流動負債の増加額を加え減少額を差し引き、当期純利益を営業活動から得られた正味現金収入額に調整しなければならない。これは、上記の収入・支出と収益・費用の関係から、次のように示される。

当期利益＝売上高＋その他の収益－費用＝
(売上収入＋売上債権増加高＋貸倒引当金繰入高－貸倒引当金戻入高－貸倒引当金増加高)＋
(当期収益収入高－前受収益増加高＋未収収益増加高)－(仕入支出－棚卸資産増加高＋仕入債務増加高)－(当期費用支出高－前払費用増加高＋未払費用増加高)－減価償却費その他の償却費－貸倒引当金繰入高＋貸倒引当金戻入高

営業活動による正味現金収入額＝売上収入－仕入支出＋その他の当期収入額－その他の当期費用支出額＝当期利益＋減価償却費その他の償却費＋(仕入債務増加高＋未払費用増加高＋前受収益増加高)－(売上債権増加高＋棚卸資産増加高＋未収収益増加高＋前払費用増加高)

これらの調整は、計算的に行なえばよく、今日ではコンピュータを使用して作成されるが、その計算的仕組みは資金精算表で示すと明確で便利であり、わが国では伝統的に資金精算表を利用して説明される。

営業活動に関係する貸借対照表項目以外の項目は、その補足資料によって、投資活動と財務

活動からの現金収支として、原則として総額で計算表示する。貸借対照表項目を収支ベースに調整する場合には、貸借対照表への記入と反対の処理をして、非現金項目の貸借残高（当期増減額）をゼロにし、現金取引は資金科目（収入・支出科目）で表示する。

3. 連結現金収支計算書における活動別の分類

現金収支計算書においては、現金収支は活動別に区分して表示される。その場合に問題になるのは、取引が連結会社相互間で行なわれる場合の取引の活動別の分類の方法である。この取り扱いを示しているのは、ニュージーランド会計士協会のFRS-10のみである。その手引書では、その活動の分類は、その企業集団内における最後の活動によるとされている⁽⁹⁾。

たとえば、企業集団内のある会社とその集団内の別の会社に売却する意図で資産を取得し、その別の会社はその資産を投資資産として保有すると思われる場合には、前者の会社が資産取得のために行なった現金支出は投資活動として分類されなければならない。また、企業集団内の一会社が当該企業集団内の別の会社に売却する意図で棚卸資産を取得するが、後者の会社はその資産を固定資産として保有する場合もあり、その場合には、取得と譲渡が同一期間に行なわれる場合には、取得にさいしての現金支出は投資活動として分類されなければならない。棚卸資産の取得と譲渡が異なる期間の場合には、取得にさいしての現金支出は、最後の活動が営業活動でないと確実に知られている場合を除いて、営業活動として分類される。そして、翌期に、企業集団内の会社間の譲渡は相殺消去される。

4. 子会社取得の処理・表示

子会社取得は他の会社の発行済株式を過半数取得して子会社として支配することを意味し、米国等では合併のふつうの形態とされている。それは、法律上1つの会社になるわけではないので、取得した子会社の資産および負債は連結財務諸表において結合される。こうした子会社

取得は現金、負債、株式等の証券の発行など多様な方法で行なわれるため、これを連結現金収支計算書にどのように表示するかが問題となる。その表示法には、純額一括表示法（以下、一括法という）と総額個別表示法（以下、個別法という）とがある。個別法は、子会社取得によって生じた暖簾を含めて、取得会社が現金で被取得会社から受け入れた現金以外の資産、負債、および少数株主持分をその科目別に個別に総額で表示する方法である。一括法は、子会社取得のための総支出額から子会社取得によって得た純資産のうちの現金を控除して、現金を除く純資産の取得に要した正味支出額を「子会社取得」の科目で一括して投資活動による現金支出の区分に表示する方法である。現金収支計算書は一定期間の現金収支の内容を表示するものであるから、個別法は現金収支計算書と相容れない方法であり、一括法が論理的である。最近の現金収支計算書に関する会計基準では、改訂IAS7、FAS95、および英国の財務報告基準第1号（FAS1）においては一括法が採られている。たとえばIAS7は、「子会社またはその他の事業単位の取得および処分から生じる現金収支の総額は、投資活動として別個に表示されなければならない。」⁽¹⁰⁾と規定している。

子会社取得の場合、一般に採用されている親会社説のもとでは、少数株主持分は負債の一種として取り扱われるから、子会社からの取得純資産の計算にさいして、承継負債のみでなく少数株主持分も控除されなければならない。また、取得した子会社が現金を保有している場合には、改訂IAS7およびFAS95では、その保有現金を控除した正味現金支出が表示され、注記で取得の総対価額と正味現金支出とが区別して開示される。しかし、ニュージーランドのFRS-10においては、子会社取得の正味現金支出は連結現金収支計算書のなかで子会社取得の現金支出とともに、子会社の保有する現金を子会社取得の現金対価額から控除する形式で表示される。たとえば、ある会社の株式全部を400,000ドルで取得して子会社とし、その対価を現金で190,000

ドル、残額の210,000ドルを株式を発行して交付する場合、その取得した子会社から現金60,000ドルがあるとすれば、次のように連結現金収支計算書に示される⁽¹¹⁾。

投資活動による現金収支

現金の使用

子会社の買収	190,000
控除：子会社から取得した現金	(60,000)

子会社買収による正味現金支出 130,000

注記は、次のように行なわれる。

子会社の買収	400,000
控除：対価の一部として株式の発行	210,000

190,000

控除：子会社から取得した現金	60,000
正味現金支出	130,000

FRS-10においては、子会社取得で承継した当座借越がある場合には、それは現金の追加支出として開示されなければならない。

FRS-10においては、取得した子会社から承継した資産と負債、および子会社取得から生じた暖簾の開示については述べられていない。しかし、改訂IAS7等では、取得した子会社について、総額で次の項目を注記で開示しなければならないことになっている⁽¹²⁾。

- (a) 取得価額の合計額
- (b) 取得価額のうち現金および現金同等物によって支払われた部分
- (c) 取得された子会社または事業単位における現金または現金同等物の金額
- (d) 取得された子会社または事業単位における現金および現金同等物以外の資産および負債の金額を主要な区分ごとに要約したもの（FRS-10に規定されていない部分）

したがって、連結現金収支計算書が連結貸借対照表を基礎に作成されている場合には、次のように処理される。すなわち、被取得会社から取得した現金を除く資産・負債を「子会社取得」という資金科目に振り替えて、被取得会社から取得した現金を除く資産・負債を一括表示する。子会社取得は被取得会社の取得に要した正味現

金支出額を表す。被取得会社の株式を100%取得しない部分取得の場合には、被取得会社に少数株主持分が存在することになる。一括法においては、子会社取得に伴う正味現金支出額が表示されるから、少数株主持分が存在する場合も、完全取得の場合と同様に処理される。ただし、親会社説により、資産・負債の公正価値が帳簿価額と異なるときは、評価差額のうち取得株数の割合（親会社持分比率）が親会社持分として計上され、暖簾も親会社持分のみが認識されるから、子会社取得勘定に振替えられる子会社の資産・負債は、子会社の帳簿価額に評価差額のうちの取得株式の比率を乗じた金額を加えた金額である。

取得会社が普通株式を発行して子会社を取得する場合には、現金の支出を伴わないから、非現金取引であり、連結現金収支計算書には表示されない。しかし、重要な投資取引および財務取引は現金収支に影響を与えなくとも、経済的意思決定に重要であるから、現金収支計算書または財務諸表の補足情報として開示されなければならない。改訂IAS7も、「こうした取引は、これらの投資活動および財務活動についてすべての適切な情報を提供できる方法で、財務諸表の他の箇所でも開示されなければならない。」⁽⁴³⁾と定めている。株式の発行による子会社取得ないし合併の場合について、問題になるのは、子会社取得にさいして子会社から取得した現金部分は、現金取引部分であるから、連結現金収支計算書に表示されることになるが、それをどのように表示するかである。現金で子会社株式を取得したときは、子会社から取得した現金は支出した現金額から控除され、現金収支計算書には独立して表示されないで、現金収支計算書の注記に示される。これと首尾一貫するためには、株式の交換による子会社株式の取得は、現金収支計算書に表示しないで、子会社取得により承継した資産の一部として注記（株式発行による子会社取得の場合は補足情報）に示すべきである⁽⁴⁴⁾。

5. 子会社株式の売却の処理・表示

子会社取得と同様に、子会社株式の売却による収入は、「子会社株式の売却（収入）」として一括して、連結現金収支計算書の投資活動による現金収支の区分に表示されなければならない。連結現金収支計算書が個別現金収支計算書から作成される場合には、親会社の子会社株式を売却した期間の個別現金収支計算書の投資活動の区分に「子会社株式売却収入」が表示されているから、子会社株式売却収入は連結現金収支計算書に容易に表示されることになる。

しかし、子会社株式の売却は親会社の持分の変動であることでは子会社取得と同様であるが、それには、①その売却後も親会社はその子会社を依然として支配し、株式が売却された子会社が従前どおり連結される場合と、②その売却によって子会社が子会社でなくなり、連結されなくなる場合とがある。これらの子会社株式売却の方法によって、連結損益計算書および連結貸借対照表の作成が多少異なるから、これらの連結財務諸表から連結現金収支計算書を作成する場合には、原価法のもとでは複雑な問題が生じる。そして、連結現金収支計算書が連結貸借対照表および連結損益計算書から作成される場合には、子会社株式売却収入を計算するためには、子会社株式の売却が連結貸借対照表および連結損益計算書にどのように影響しているか明らかにされなければならない。

(1) 株式売却後も子会社として支配権を有する場合

親会社が子会社株式の一部を売却しても、売却後も支配権を有する場合（持株基準の場合は過半数の株式保有）には、その子会社の財務諸表は親会社のそれと連結され、売却された子会社株式に係わる子会社に対する持分は連結上親会社持分でなくなり、少数株主持分として処理表示されなければならない。売却された子会社株式の帳簿価額は親会社の個別貸借対照表から除去され、個別損益計算書には子会社株式売却損益が表示されている。しかし、売却された子

会社株式の企業集団における帳簿価額は、親会社における帳簿価額ではなく、売却時における子会社株式の持分である。それは、売却した子会社株式の取得原価（＝子会社株式取得時における子会社の資本勘定に対する持分±暖簾ないし連結調整勘定）に子会社株式取得後における剰余金の増加額に対する持分（期首剰余金に対する持分）と当期利益額に対する持分を加えた金額である。この連結上の売却子会社株式の帳簿価額と売却額との差額が連結上の子会社株式売却損益である。したがって、親会社の子会社株式売却益と連結上の子会社売却益の差額だけ修正されなければならない。そして、売却された子会社株式の売却時における連結上の帳簿価額からその暖簾ないし連結調整勘定残高（借方残高の場合）を差し引いた金額が少数株主持分として処理表示される。暖簾ないし連結調整勘定が差し引かれるのは、今日の連結理論の基礎をなす親会社説のもとでは、親会社持分には暖簾が含まれるが、少数株主持分には暖簾は含まれないからである。

子会社株式の売却を含む連結財務諸表の作成にさいしては、子会社株式の取得時の価額と子会社取得時の子会社の資本勘定は相殺消去されるが、その相殺消去にさいしては2つの方法がある。1つは、投資勘定と子会社の資本勘定の相殺消去にさいして、子会社取得時の子会社株式全株の取得原価と子会社の資本勘定を相殺消去する方法である。この場合には、親会社の子会社株式の残高は売却後の子会社株式の帳簿価額であるから、売却した子会社株式の帳簿価額分だけ貸方残高となる。このため、売却された子会社株式の親会社における帳簿価額相当額を借方に記入される。

(借) 子会社株式 ××

 －売却株式の取得原価－

子会社株式売却益 ××

 －子会社株式売却益修正額－

 (貸) 少数株主持分 ××

 －売却株式の持分額－

 暖 簾 ××

 (連結調整勘定)－売却株式に属する残高部分

第2の方法は、親会社の子会社株式残高のみを子会社の資本勘定と相殺消去し、子会社株式の取得時の子会社の資本勘定と取得後の剰余金増加額のうち売却株式の持分部分を少数株主持分に振替える方法である。

連結貸借対照表および連結損益計算書はこうした処理の結果が表示されている。そこで、こうした連結貸借対照表および連結損益計算書から連結現金収支計算書を作成するためには、売却子会社株式について連結時に行なわれた修正処理を元に戻して、親会社における子会社株式の売却の処理に再修正をすればよい。というのは、子会社売却収入は親会社における収入であり、それは子会社株式売却の取得原価に親会社における子会社株式売却益を加えた金額であるからである。したがって、上記の処理の場合は、次の処理により子会社株式売却収入が算出される。

(借) 少数株主持分 ××

 暖 簾 ××

 (連結調整勘定)

 剰 余 金 ××

 (子会社株式売却益 — 連結上の売却益)

 (貸) 子会社株式売却

 収 入 ××

 親会社の売却株式の持分

【設例】 P社は19×2年1月1日にS社の発行済株式全株を原価59,000千ドルで取得した。取得日におけるS社の株主持分は、資本金20,000千ドル、剰余金34,000千ドルである。取得に伴う暖簾5,000千ドルは定額法で20年間にわたって償却される。

2年後の19×4年1月1日に、P社は他の会社M社に14,000千ドルでS社に対する持分の20%を売却した。その売却日におけるS社の株主持分は、資本金20,000千ドル、剰余金40,000千ドルであった⁽¹⁵⁾。

連結精算表のP社の子会社株式は47,200,000ドル(59,000,000－11,800,000)で借方記入されているが、②の連結処理により子会社株式残高はゼロにならないで、貸方残高11,800,000となっ

① S社株式売却時におけるP社の処理

(借) 現金預金	14,000,000
(貸) 子会社株式	11,800,000 ⁽¹⁾
子会社株式売却益	2,200,000

(1) $59,000,000 \times 0.2 = 11,800,000$ ② P社の投資勘定とS社の資本勘定の相殺消去
(連結処理)

(借) 資本金	20,000,000
剰余金	34,000,000
暖簾	5,000,000
(連結調整勘定)	
(貸) 子会社株式	59,000,000

③ 売却S社株式の少数株主持分への振替えと連結上の子会社株式売却益の算出の処理
(連結処理)

(借) 子会社株式	11,800,000
子会社株式売却益	1,100,000
(貸) 少数株主持分	12,000,000
暖簾	900,000

ている。このため、③の処理により残高をゼロにする。

P社の子会社株式の帳簿価額2,360,000ドル($11,800,000 \times 0.2$)は企業集団の売却時の帳簿価額ではなく、したがってP社の個別損益計算書に示されている子会社株式売却益2,200,000ドルは企業集団の子会社売却益ではないから、これを連結上修正することが必要である。

売却S社株式の帳簿価額＝取得原価11,800,000ドル＋取得後・売却時までのS社剰余金増加額に対する持分($40,000,000 \text{ドル} - 34,000,000 \text{ドル}$) $\times 0.2$ －暖簾償却部分($250,000 \text{ドル} \times 2$) $\times 0.2 = 11,800,000 \text{ドル} + 1,200,000 \text{ドル} - 100,000 \text{ドル} = 12,900,000 \text{ドル}$

S社株式売却益＝14,000,000ドル－12,900,000ドル＝1,100,000ドル

したがって、連結上、P社の個別損益計算書に表示されている子会社株式売却益2,200,000ドル－連結上の売却益1,100,000ドル＝修正額1,100,000ドルを連結処理する。その結果、連結損益計算書に子会社株式売却益は1,100,000ドルとして示される。

少数株主持分には暖簾を含めないから、売却

S社株式に属する暖簾残高900,000ドル($5,000,000 - \text{償却額} 250,000 \times 2$) $\times 0.2$)を売却S社株式の連結上の帳簿価額12,900,000ドルから控除して、売却S社株式の持分を少数株主持分に振替える。したがって、S社株式の売却による少数株主持分の増加額は12,000,000ドルとなる。

連結貸借対照表および連結損益計算書には、こうした処理の結果が示されているから、これらの連結財務諸表から連結現金収支計算書を作成するためには、次の処理をする。

(借) 少数株主持分	12,000,000
暖簾	900,000
(連結調整勘定)	
子会社株式売却益	1,100,000
(貸) 子会社株式売却収入	14,000,000

(2) 子会社株式の売却により子会社が子会社でなくなる場合

このケースでは、連結財務諸表は作成されないが、売却された子会社はこれまで企業集団の一員であったから、親会社における子会社売却益は企業集団の売却益ではなく、企業集団としての売却益に修正されなければならない。このケースは、親会社が所有する子会社株式全部を売却する場合と、一部のみを売却して売却後持分法が適用される場合とがある。

企業集団における子会社株式の売却による利益は、子会社株式の売却額が子会社株式の取得原価(投資原価)に子会社取得後の利益のうち親会社持分を加算した金額(企業集団としての売却子会社株式の帳簿価額＝連結上の帳簿価額)を超える額である。

【設例】P社は19×4年7月1日にS社の発行済株式の60%を1,200,000千円で取得した。取得日にさいして暖簾(正・負ともに)なかった。取得日におけるS社の留保利益は600,000千円であった。19×8年6月30日に、P社はその持株の全株を現金1,650,000千円で売却した。19×8年6月30日に終わる年度に、S社は純利益300,000千円を得、その年度はじめにおけるS社の留保利益は1,000,000千円であった⁽¹⁶⁾。

親会社P社の勘定には、S社株式の売却について、次の記入がなされる（単位：千円）

（借）現金	1,650,000
（貸）子会社株式	1,200,000
子会社株式売却益	450,000

企業集団における利益は、次のように計算される。

S社に対する投資原価	1,200,000
加算：P社に属するS社の取得後の利益	
19×7年6月30日までの部分	
（ $(1,000,000 - 600,000) \times 60\%$ ）	240,000
19×8年6月30日の年度	
（ $300,000 \times 60\%$ ）	180,000
	<u>1,620,000</u>
S社株式の売却収入	<u>1,650,000</u>
連結上のS社株式売却益	<u>30,000</u>

P社と、S社を除くその他の子会社の連結仕訳は、次のように行なわれる。

（借）子会社株式売却益	420,000
（貸）留保利益	240,000
当期利益	180,000

この連結仕訳の結果、子会社株式売却益は30,000千円（借方420,000千円と貸方450,000千円）の貸方残高として計算され、連結損益計算書に記載される。

連結損益計算書および連結貸借対照表は、こうした修正の結果が表示されている。したがって、連結現金収支計算書には、次の処理により子会社株式売却収入1,650,000千円が計算表示される。

（借）子会社株式	1,200,000
留保利益	240,000
当期利益	180,000
子会社株式売却益	30,000
（貸）子会社株式売却収入	1,650,000

6. 持分法による子会社株式売却損益・投資損益等

(1) 持分法による子会社株式売却益

前節においては、親会社の子会社株式売却損

益は連結上の子会社株式損益とするために調整を行なったが、それは親会社が原価法で子会社に対する投資・損益を処理している場合である。親会社が持分法で処理をしている場合には、親会社の帳簿に子会社の持分の増減に応じてその増減が認識されているから、親会社における帳簿上の子会社株式売却損益は同時に連結上の損益となっており、上記のような調整をする必要はない。直前の設例についていえば、P社では次の処理が行なわれる。

（S社株式取得時）	
（借）子会社株式	1,200,000
（貸）現金預金	1,200,000
（S社取得後・売却前の留保利益の増加分に対する持分）	
（借）子会社株式	240,000
（貸）投資損益	240,000
（借）子会社株式	180,000
（貸）投資損益	180,000
（S社株式売却時）	
（借）現金預金	1,650,000
（貸）子会社株式	1,620,000
子会社株式売却益	30,000

したがって、持分法を適用している場合、連結現金収支計算書に表示される子会社株式売却収入は、次の処理により求められる。

（借）子会社株式	1,620,000
子会社株式売却益	30,000
（貸）子会社株式売却収入	1,650,000

(2) 投資損益

連結財務諸表に持分法を適用している場合には、関連会社等の持分法適用会社から受け取った配当金のみが連結現金収支計算書に含められる。連結現金収支計算書が個別現金収支計算書から作成する場合には、持分法適用会社からの受取配当金収入は表示されているから、そのまま連結現金収支計算書に表示される。これに対して、連結現金収支計算書が連結損益計算書および連結貸借対照表から作成される場合には、次の仕訳に示されているように、受取配当金は

持分法による投資損益に含められているから、投資損益のうち受取配当金として現金収入のあった部分のみを持分法適用会社からの配当金収入という資金勘定に振り替えて、連結現金収支計算書に表示する。関連会社に当期純利益が計上されたとき、支配会社はその純利益に持分比率を乗じた額を投資損益として計上する。

(借) 関連会社株式	××	
(貸) 投資損益		××

関連会社から配当を受取ったとき、次の処理が行なわれる。

(借) 現金預金	××	
(貸) 関連会社株式		××

または、

(借) 現金預金	××	
(貸) 受取配当金		××
(借) 受取配当金	××	
(貸) 関連会社株式		××

したがって、連結現金収支計算書を作成するにさいして、次の処理をする。

(借) 投資損益	××	
(貸) 持分法適用会社 からの配当金収入		××

受取配当金を除いた持分法による投資損益は非現金項目であり、現金収支計算書には含まれない。ただし、営業活動からの現金収支を間接法で表示する場合には、受取配当金を除く持分法による投資損益は、連結純利益を営業活動からの正味現金収入に調整するため、現金収入を伴わない収益（費用）として当期純利益から控除（加算）する。

(3) 少数株主利益・連結調整勘定当期償却額

当期少数株主利益、連結調整勘定当期償却額等の連結固有の損益科目も同様に、連結損益計算書における当期純利益に加算して正味現金収入に調整する。

7. 在外子会社の現金収支計算書の換算

(1) 在外子会社の現金収支計算書の換算方法

在外子会社を有する場合、連結する前に、その在外子会社の現地通貨で表示されている個別現金収支計算書項目を報告通貨に換算しなければならない。その換算にさいしては、外貨換算会計基準に準拠しなければならない。在外子会社の現金収支も、外貨建取引によって発生する現金収支と同様に、現金収支の発生日における報告通貨と外貨との為替レートによって換算されなければならない⁽¹⁷⁾。ただし、一定期間の加重平均レートが実勢レートに近似する場合には、加重平均レートによる換算も認められる。

現金収支計算書は営業活動、投資活動、および財務活動の3つに区分して表示される。そこで、外貨で保有している現金の報告通貨同等額に対する為替レートの変動の影響は、企業の一定期間における現金残高に影響を与えるが、現金収支でないため、為替レートの変動が現金に与える影響は期首の為替レートで示される期首現金残高と期末の為替レートで示される期末現金残高を調整し、別個の項目として表示されなければならない。在外子会社の財務諸表項目の換算においては、FAS95およびIAS 7では、在外子会社の独立性の認識によって再測定法（テンポラル法）と換算法（決算日レート法）のいずれかが適用される。しかし、現金収支計算書の換算にさいしては、そのどちらが使用されるかに関係なく、現金収支計算書における現金の変動は、期末の為替レートで換算された期末現金残高と期首の為替レートで換算された期首現金残高との差額である⁽¹⁸⁾。

FAS95のもとでは、営業活動、投資活動、および財務活動からの現金収支は、取引時の為替レートまたは平均レートで換算されるが、FAS 95の例示では、在外子会社の現金収支計算書における営業活動からの現金収支は、売上高から売上債権の増加を控除して売上収入を計算しているので、売上収入の換算は、売上高および売上債権の増減を換算し、これらの換算後の金額で売上収入の換算をすることになる。同様に、仕入先・従業員に対する支払いは、売上原価と販売費および一般管理費を棚卸資産の増減およ

び仕入債務と未払費用の増減で調整して算出しているので、仕入支出および営業費支出は売上原価および営業費を換算し、棚卸資産・仕入債務・未払費用を換算し、その換算後の金額を加減して支出の換算額を計算する。つまり、売上収入・仕入支出の換算は、その計算の構成要素である損益計算書項目・貸借対照表項目の換算に従って換算される。その他の収入・支出は、その期間の平均レートで換算されている。また、投資活動および財務活動による現金収支は、取引日における為替レートで換算される。

在外子会社の現金収支計算書を連結する場合、内部取引は相殺消去されるが、その相殺を容易にするため、連結会社相互間の取引は同一の為替レートで記録されなければならない⁽¹⁹⁾。在外子会社が決算日レートで換算するとすれば、報告実体が取引日レートで記録している場合には、内部取引の換算後の金額は一致しないことになる。その場合には、外国通貨を保有している現金残高の為替レートの変動と同一の方法で処理されなければならない。

(2) 為替相場変動の影響の表示

連結現金収支計算書には為替相場の変動が現金に及ぼす影響が表示される。FAS95においては、在外子会社の個別現金収支計算書に、当期の現金の正味増減額の前に、為替レートの変動が現金に及ぼす影響が表示される。為替相場の変動が現金に及ぼす影響は、次のようになる。

(営業活動からの正味現金収支±投資活動からの正味現金収支±財務活動からの正味現金収支)＋為替相場の変動＝当期正味現金の増減＝期末現金残高(期末為替レートで換算)－期首現金残高(期首為替レートで換算)

∴ 為替相場の変動が現金に及ぼす影響＝期末現金残高－期首現金残高－(営業活動からの正味現金収支±投資活動からの正味現金収支±財務活動からの正味現金収支)

為替相場の変動が現金に及ぼす影響は、期首現金残高に及ぼす影響も含まれているから、期首現金残高の後に表示するか、期中の活動からの正味現金収支に及ぼす影響と期首現金に及ぼ

す影響を区分して表示することが論理的である。しかし、為替相場の変動の影響は、期首為替レートで表示される期首現金を期末為替レートで示される期末現金の調整として報告されるものであるから、ニュージーランドのFRS-10例示では、「為替相場の変動が外貨残高に与える影響」として、期首現金残高と期末現金残高の間に表示される⁽²⁰⁾。オーストラリア会計基準第28号(AAS28)においても、それは、「報告期間の期首に外貨で保有していた現金残高に与える為替相場の変動の影響」として、同様に、期首現金残高の次に表示され、その後に期末現金残高を示している⁽²¹⁾。この表示法は、IAS7においても採用されている。

英国の財務報告基準第1号(FRS1)の例示では、現金収支計算書は現金および現金同等物の増減で終わる、いわゆる残高式表示法で表示されるため、為替相場の変動の影響は、注記において、「期中における現金および現金同等物の変動の分析」のなかで、次のように示される⁽²²⁾。

期首残高	×××
外貨換算レート変動の影響を調整する	
前の正味現金収入	×××
外貨換算レートの変動の影響	×××
期末残高	<u>×××</u>

この表示は、為替相場変動の影響の表示法として最も論理的であるが、現金収支計算書においては、この表示法における期首残高と外貨換算レート変動の影響を調整する前の正味現金収入は順序が逆になるため、為替相場変動の影響は實際上、米国のFAS95によるよりもニュージーランドやオーストラリアのように期首残高と期末残高の間に示される形式が論理的である。

(3) 間接法による現金収支計算書の換算

現金収支計算書を間接法で作成する場合には、再測定法と換算法とでは、損益計算書と貸借対照表で異なったレートが適用されるため、当期純利益を正味現金収入へ調整する過程は異なる。しかし、最後の営業活動からの正味現金収入は、

現地通貨と報告通貨の両表示において、再測定法と換算法で同一となる。これは、再測定法では、為替換算差額で調整されるためである。

間接法における第一の問題は、当期純利益の換算が再測定法と換算法で異なることである。当期純利益は損益計算書における換算後の金額が使用される。この金額は、換算法では期中平均ルートで計算された結果である。これに対して、再測定法では、当期純利益は期末留保利益と期首留保利益の換算後の差額であり、税引前当期純利益＝当期純利益＋法人税額、為替差損益＝為替差損益加減前税引純利益－税引前当期純利益として計算される。テンポラル法では、

為替換算差額は当期の損益として認識されるためである。

第二の問題は、為替換算差額は再測定法では純損益の一構成要素であるが、換算法では純利益の一部ではなく、累積為替換算調整勘定として資本の一要素として表示される。第三の問題は、非現金費用、非営業損益、および非貨幣項目の変化は、換算法のもとでは平均レートで換算されるが、再測定法のもとでは発生日ないし取得日レートで換算されることである。

次に、FAS95が付録で示している例示⁽²³⁾で説明する。

営業活動による正味現金収入への当期純利益の調整

	子会社A社 (換算法適用)		子会社B社 (再測定法適用)	
	現地通貨 LC 116	米ドル \$ 50	現地通貨 LC 1,229	米ドル \$ (66)
当期純利益				
営業活動による正味現金収入に当期純利益を調整するための修正：				
減価償却費・無形資産償却	198	85	600	90
有形固定資産売却損（益）	—	—	(150)	25
為替差益	—	—	—	(115)
売上債権の増加	(85)	(37)	(300)	(9)
棚卸資産の（増加）減少	(225)	(97)	(300)	107
仕入債務・未払費用の増加（減少）	37	16	(200)	(6)
未払利息・未払税金の増加（減少）	(4)	(1)	120	4
営業活動による正味現金収入	<u>LC 37</u>	<u>\$ 16</u>	<u>LC 999</u>	<u>\$ 30</u>

() はマイナスを表す。

- 1 当期純利益は子会社A社、B社の損益計算書の換算後の当期純利益
- 2 A社の減価償却費・無形資産償却以下の換算は当期の加重平均レート（0.43/LC）で換算
- 3 B社については、減価償却費・無形資産償却、有形固定資産売却益は取得日レートで換算。有形固定資産の売却は、現地通貨で売価LC350－簿価LC200＝売却益LC150であるが、ドル換算では売却時のレート（0.04）、帳簿価額は取得時のレート（0.195）で換算されるため、\$14－\$39＝－\$25の損失となり、純利益を正味現金収入に調整するために加算される。
- 4 為替差益\$115は、B社の財務諸表を現地通貨から米ドルに再測定する結果として、当期純利益に含まれる為替差益（B社の損益計算書から）を表す。為替差益は、調整のため、非現金収益として純利益から控除される。B社の売上債権の増加、仕入債務等の減少、未払利息等の増加は、加重平均レート（0.03）で換算。

棚卸資産の増加の換算は、期首棚卸資産を取得日レート（0.07）で再測定し、期末棚卸資産は期中平均レート（0.03）で換算し、換算後の期末棚卸資産と期首棚卸資産との差額である（先入先出法を適用）。

期末棚卸資産LC3,200－期首棚卸資産LC2,900＝LC300（増加）

期末棚卸資産LC3,200×0.03－期首棚卸資産LC2,900×0.07＝－\$107

8. 外貨換算を含む連結現金収支計算書の作成

在外子会社の個別現金収支計算書の換算が終わると、親会社の個別現金収支計算書と在外子会社の換算後の個別現金収支計算書を連結して、連結現金収支計算書が作成される。連結現金収支計算書は連結会社間の取引を相殺消去して作成される。直接法による現金収支計算書において相殺消去される連結会社間の取引には、次のようなものがある。

- ① 連結会社間における売上収入と仕入支出
- ② 連結会社間における受取利息・受取配当

金と支払利息・支払配当金

間接法による連結現金収支計算書を作成するために相殺消去される取引には、次のものがある。

- ① 連結損益計算書の作成にさいして消去される当期純利益の消去額（売上高と売上原価の消去等）
- ② 棚卸資産の増減から、棚卸資産に含まれる連結会社間の取引からの未実現内部損益の消去

次に、FAS95に例示されている連結現金収支計算書の作成例を示す。

連結現金収支計算書（直接法）

19×1年1月1日から同年12月31日まで

	親会社F社	子会社A社	子会社B社	消 去	連 結
営業活動による現金収支：					
得意先から受取った現金	\$ 4,610	\$ 888	\$ 561	\$ (430)	\$ 5,629
仕入先・従業員に支払った現金	(3,756)	(806)	(370)	430	(4,502)
支払利息	(170)	(86)	(135)	—	(391)
支払法人税等	(158)	(25)	(21)	—	(204)
受取利息・配当金	57	—	—	(22)	35
その他の収入(支払)	—	45	(5)	—	40
営業活動による正味現金収入	583	16	30	(22)	607
投資活動による現金収支：					
有形固定資産の売却収入	150	116	14	—	280
有形固定資産の購入支出	(450)	(258)	(15)	—	(723)
投資活動に使用された正味現金支出	(300)	(142)	(1)	—	(443)
財務活動による現金収支：					
短期債務による収入	20	75	—	—	95
内部貸付金・借入金	(15)	—	15	—	—
長期債務の発行収入	—	165	—	—	165
長期債務の返済	(200)	(105)	(35)	—	(340)
配当金の支払	(120)	(22)	—	22	(120)
財務活動から得られた正味現金収入(使用された支出)	(315)	113	(20)	22	(200)
為替レートの変動が現金に及ぼす影響	—	9	(5)	—	4
現金及び現金同等物の正味増減額	(32)	(4)	4	—	(32)
現金・現金同等物期首残高	255	15	5	—	275
現金・現金同等物期末残高	\$ 223	\$ 11	\$ 9	\$ —	\$ 243

連結現金収支計算書が個別現金収支計算書に
もとづいて間接法によって作成され、または直
接法で作成されて当時期純利益と正味現金収支

の調整を注記する場合、営業活動からの正味現
金収支は、棚卸資産に含まれる未実現利益を消
去して次のように作成される。

連結現金収支計算書（間接法）

	親会社F社	子会社A社	子会社B社	消 去	連 結
営業活動による現金収支：					
当期純利益	417	\$ 50	\$ (66)	\$ (37)	\$ 364
営業活動による正味現金収入 への純利益の調整のための 修正：					
減価償却費・無形資産償却	350	85	90	—	525
有形固定資産売却損（益）	(115)	—	25	—	(90)
正味実現可能価額への 設備価額の引下	50	—	—	—	50
為替差益	—	—	(115)	—	(115)
繰延税金の引当て	90	—	—	—	90
売上債権の増加	(85)	(37)	(9)	—	(131)
棚卸資産の（増加）減少	(80)	(7)	107	15	(55)
仕入債務・未払費用の増加 （減少）	(41)	16	(6)	—	(31)
未払利息・未払税金の増加 （減少）	(3)	(1)	4	—	—
営業活動による正味現金収入	<u>\$ 583</u>	<u>\$ 16</u>	<u>\$ 30</u>	<u>\$ (22)</u>	<u>\$ 607</u>

(注) (1) 当期純利益 \$ 37 の消去は、連結損益
計算書の作成にさいしての当期純利益
の消去額である。

卸資産に含まれている子会社B社の未
実現内部利益である。

為替レートの変動が現金に及ぼす影響は、次

(2) 棚卸資産の消去 \$ 15 は、親会社の棚

のように計算される。

為替レートの変動が現金に及ぼす影響の計算

	子会社A社	子会社B社
期首現金残高に及ぼす影響：		
現地通貨の期首現金残高	LC 38	LC 100
当年度の為替レートの正味変動	<u>× 0.05</u>	<u>× (0.03)</u>
期首現金残高に及ぼす影響	\$ 2	\$ (3)
当年度の営業活動からの影響：		
現地通貨で営業活動によって提供された現金	LC 37	LC 999
年度末の為替レート	<u>× 0.45</u>	<u>× 0.02</u>
年度末の為替レートにもとづく営業正味収入	\$ 16	\$ 20
現金収支計算書で報告される営業正味現金収入	<u>16</u>	<u>30</u>
当年度の営業活動からの影響	0	(10)

当年度の投資活動からの影響：

現地通貨で投資活動において使用された現金	LC (325)	LC (150)
年度末の為替レート	<u>×0.45</u>	<u>×0.02</u>
年度末の為替レートにもとづく投資正味支出	\$ (146)	\$ (3)
現金収支計算書で報告される投資正味支出	<u>(142)</u>	<u>(1)</u>
当年度の投資活動からの影響	(4)	(2)

当年度の財務活動からの影響：

現地通貨で財務活動に提供した(使用した)現金	LC 275	LC (500)
年度末の為替レート	<u>×0.45</u>	<u>×0.02</u>
年度末の為替レートにもとづく財務正味収入(支出)	\$ 124	\$ (10)
現金収支計算書で報告される財務正味収入(支出)	<u>113</u>	<u>(20)</u>
当年度の財務活動からの影響	11	10
為替レートの変動が現金に及ぼす影響	<u>\$ 9</u>	<u>\$ (5)</u>

9. セグメント現金収支情報の開示

IAS 7は、情報利用者が企業の財政状態および流動性を理解するため、追加情報として、業種別および地域別のセグメントの営業活動、投資活動、および財務活動による正味現金収入の金額を開示することを奨励している⁽²⁴⁾。現金の創出能力はセグメントによって異なるからである。また、これとともに、連結会社間における現金収支を明らかにすることは、企業集団の資金状況を判断するのに必要な情報である。同一企業集団に属する企業はその間で資金の援助をすることが多く、それが一企業の倒産により当該企業集団に属する企業が連鎖的な倒産をすることもめずらしくないこと、企業集団の資金状況の悪化は企業集団に属する多くの企業の支払不能を引き起こす。さらに、連結現金収支計算書においては企業集団内の個別企業の現金収支が埋没してしまうため、連結現金収支計算書とともに個別現金収支計算書も公表されるべきである。これは、特に貸借契約が個別企業との関係で行なわれるからである。つまり、個別現金収支計算書、内部現金取引、および連結現金収支計算書の関係が明らかになるような現金収支計算書の開示が望ましい。

10. 保有する現金残高に対する制限

現金収支計算書の目的は、一定期間における企業の現金収支に関する情報を提供することであるから、企業活動の結果生じる現金残高はその企業で一般的に利用できることに意味がある。したがって、在外子会社の現金残高の使用に制限がある場合には、その事実が明瞭に開示されなければならない⁽²⁵⁾。

結 び

わが国においては連結現金収支計算書のみでなく個別現金収支計算書さえ財務諸表とされていない。今日の企業の財務状況は、連結ベースで見なければならない状況になっている。しかしながら、わが国のみでなく、国際的にも、連結現金収支計算書の研究はきわめて少ない。連結現金収支計算書は帳簿記録にもとづく個別現金収支計算書を基礎に作成し、個別現金収支計算書、内部現金取引、連結現金収支計算書の関係が明確であるような直接法による現金収支計算書を作成することが望ましい。このようにして作成した連結現金収支計算書が最も簡明であるし、換算法か再測定法を適用するかに関係なく、現金収支の発生時の為替レートまたは平均レートで換算されるし、企業集団の現金創出能力や支払能力を判断するのに有用である。

(注)

- (1) 企業会計審議会「連結財務諸表を巡る論点の整理について」平成8年6月21日『JICPAジャーナル』第8巻第8号(1996年8月)93頁。
- (2) わが国において、これまで連結資金計算書について考察を試みている唯一の文献と思われるものは、大雄令純「連結資金計算書の諸問題」(小川 列編著『現代資金会計の動向』国元書房昭和58年所収)であろう。しかし、この論文は、連結財政状態変動表の諸問題について考察したもので、連結現金収支計算書とは基本的に異なっている。
- (3) FASB, Statement of Financial Accounting Standards No. 95, *Statement of Cash Flows*, November 1987, par.4.5.
- (4) IAS, International Accounting Standard 7, *Cash Flow Statement*, revised 1992, par.4.5.
- (5) IAS 7, par.20.
- (6) FAS95, par.145. 後述の具体的展開を参照。
New Zealand Society of Accountants, Guidance Notes for FRS-10 (GN/FRS-10), *Guidance Notes on the Preparation of Statements of Cash Flows in Accordance with FRS-10*, Revised 1993, Appendix I Explanatory Notes 参照。
- (7) IAS 7, Appendix 1.
- (8) NZSA, *op. cit.*, par.6.1 (a).
- (9) IAS 7, par.39.
- (10) NZSA, *Guidance Notes*, par.6.1 (c)
- (11) IAS 7, par.40.
- (12) *Ibid.*, par.43
- (13) 連結現金収支計算書作成のための子会社取得の会計処理と表示は、武田安弘「連結キャッシュフロー計算書の作成方法と子会社取得の表示」飯野利夫先生喜寿記念論文集『財務会計の研究』税務経理協会 平成7年 227-238頁参照。同論文では、株式を発行して子会社を取得するに伴う現金の取得は、株式発行による現金増加とし
- (14) て、投資活動による現金収入として連結現金収支計算書に表示すべきとしているが、子会社取得により現金支出が行なわれていないから、子会社取得により承継した資産の一部として注記したほうが論理的であるので、本稿では修正している。
- (15) この設例は、Peter Eddey, *Accounting for Corporate Combinations & Associations*, third edition, 1992, pp.163-164の例示を大幅に修正して使用している。
- (16) この設例は、Eddey, *ibid.*, p.161の例示を修正して使用している。
- (17) FAS95, par.25. IAS 7, par.26
- (18) John G. Harmer and Linda H. Kistler, The Statement of Cash Flow - An Analysis of Transaction and Remeasurement Techniques for Foreign Subsidiaries, *The International Journal of Accounting*, No.1 1990, p.32.
- (19) IASC, *Training Materials on International Accounting Standard IAS7, Cash Flow Statements*, 1996, p.38.
- (20) NZSA, *GN/FRS-10, Appendix I*.
- (21) Australian Accounting Standard No. 28, *Statements of Cash Flows*, December 1991, Appendix 1.
- (22) Accounting Standards Board, *Financial Reporting Standard 1, Cash Flow Statements*, September 1991, Appendix 2.
- (23) FAS95 Appendix C Example 2. この詳細な説明は、すでに別稿において行なっているので、ここでは関係するところのみを示す。詳細は、武田安弘「連結キャッシュフロー計算書と外貨換算」『経営学研究』第6巻第1号(平成8年9月)参照。また、連結現金収支計算書の作成方法については、武田安弘「連結キャッシュフロー計算書の作成方法」『経営管理研究所紀要』第2号参照。
- (24) IAS 7, par.50.
- (25) IAS 7, par.48. FRS-10, par.5. 39-5.40